

名古屋家庭裁判所委員会（第9回）議事概要

1 日時

平成19年11月30日（金）午後2時00分から午後4時40分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

油田委員，伊藤委員，伊豫田委員，大島委員，小笠原（溪）委員，児玉委員，陣内委員，高羽委員，仲島委員，松尾委員，成瀬委員，津熊委員，野田委員，丹羽委員

（事務担当者）

菊山首席家庭裁判所調査官，堀部家事首席書記官，福岡少年首席書記官，有田次席家庭裁判所調査官，山崎次席家庭裁判所調査官，立川事務局長，小林事務局次長，村田総務課長，天春総務課課長補佐，玉置総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 事務担当者紹介

(5) 委員長選任

委員の互選により野田委員が委員長に選任された。

(6) 委員会の運営に関する事項の確認等

(7) 裁判所の取組状況等の報告

前回の意見交換を受けて（テーマ「ドメスティック・バイオレンスについ

て」), 有田次席家庭裁判所調査官が裁判所におけるその後の取組状況等を報告した。

(8) 家事事件及び少年事件の説明

有田次席家庭裁判所調査官及び山崎次席家庭裁判所調査官が, 家事事件及び少年事件に関して説明した。

(9) 庁舎見学

(10) 意見交換

家庭裁判所に対する印象・庁舎見学の感想等について, 意見交換を行った。

発言要旨は, 別紙のとおり

(11) 次回期日

平成20年5月27日(火)

(12) 閉会

(別紙)

(委員長)

担当者からの説明及び庁舎内の見学を終えて、家庭裁判所に対する印象、感想等をお伺いしたい。

(委員)

家庭裁判所は、開かれたところもあれば、そうでないところもあると思う。人によっては、他人からもめ事を抱えているのではないかと思われることを嫌って、家庭裁判所を利用しようとしなない人もいるのではないか。

(説明者)

家庭裁判所に来る人の中には、敷居が高いとか誰かが見ているのではないかと思う人もいるかもしれないが、家庭裁判所では来庁者のプライバシーは守られており、設備面でも個室の相談室を設置したり、カウンターにも仕切りがあるので、実際に来た人は安心して思う。

また、家庭裁判所の職員は、法律に詳しくない一般の人が来ることを理解して接しており、例えばDV事案ではそれに沿った対応をしているので、官庁の中では入りやすい所とされているように思う。

(委員)

調停に呼び出されて家庭裁判所に来て、調停の待合室で待っている人は、別の事件等で来庁した人と会うことに抵抗感があるのではないか。

(委員長)

そのような話は聞いたことがないが、一般論としては、家庭裁判所の事件は代理人を付けずに本人で手続をすることが多い。調停事件の場合も、夫婦間の争いについて当事者間で解決できない場合には、家庭裁判所に行ったら解決できるのではないかと考えている人が多いように思う。訴訟は深刻にならないと提起しないという印象を受けるが、調停はもう少し気軽に利用されているように思う。

(委員)

相談を行っている行政の窓口は沢山あり，その相談窓口で家庭裁判所を紹介されることがよくあるように思うので，一般の人も調停手続は利用しやすいと思う。調停委員は調停事件の第1回期日の際には，当事者の顔が分からないので，待合室で待っている当事者を名前と呼ぶことはあるが，第2回期日以降は顔を覚えて名前を呼ばずに調停室へ案内するよう心がけている。

(委員)

当事者間で離婚の話合いをしても解決できずに悩んで弁護士の所に相談に来る人に対して，弁護士が離婚調停の申立てをアドバイスすると，とても前向きになってくるように感じる。調停では2人の調停委員が当事者双方から別々に話を聴いて，相手の話した内容を必要に応じて説明してくれるシステムになっているので，当事者としては，直接当事者同士が話し合わないで済むことからストレスを感じないのではないかと思う。私としては家庭裁判所に来ることに抵抗感がある人は少ないと思う。

(委員)

家庭裁判所に来ることを迷っている人もいると思うが，電話での相談はしていないのか。

(説明者)

電話相談はしていない。電話で問い合わせがあった場合，家庭裁判所で応じられる内容であれば，家庭裁判所に手続相談に来ていただくよう説明している。

(委員長)

家庭裁判所は，司法機関であって，話合いで解決する調停であっても申立人と相手方の双方の話を聴いて法的な判断をするという要素はあり，常に中立で公平な立場で手続を行うことから，相談の中身について一方当事者へアドバイスをするようなことはできない。家庭裁判所が行う相談はあくまで手続相談であって，法律相談や身上相談ではないので，問い合わせがあっても手続についての説明しかできない。そういう誤解をなくすために，これまで家事相談という名称を使用

していたが、家事手続案内と名称を変更する予定である。

一方で、相談者は中身の相談を求めることが多いと思われ、その場合には、法テラスという機関に相談していただいて、そこで弁護士等を紹介してもらう方法がある。先日、家庭裁判所では法テラスに対して、家庭裁判所でどういう手続が行われ、どういう場合に家庭裁判所を紹介していただいたらよいか等について説明し、連携を図るための意見交換を行った。

(委員)

関係施設で離婚に関する相談を受けた場合、夫婦間で解決できなければ離婚調停を申し立てることを勧めることがある。相談者の中には調停という言葉を聞いただけで抵抗感を持たれる人もいるが、調停手続についてきちんと説明すると、理解し納得され調停に対して抵抗感がなくなる場合も多い。そういった説明を受ける機会がないと裁判所には入りにくいのではないかと思う。

(委員長)

裁判所ではパンフレットや最高裁判所のウェブサイトで各種の手続について分かりやすく説明しているので、そういったものを活用していただけると、手続について理解が深まり、抵抗感を感じないで裁判所に来られるように思う。

次に、少年事件の関係について御意見・御感想をお伺いしたい。

(委員)

少年事件における被害者に対する配慮とは、具体的にどのようなことをしているのか。

(説明者)

少年事件の被害者には、事件記録の閲覧・コピーをすること、裁判官や家裁調査官に対して事件についての心情や意見を述べること、少年に対する処分結果等の通知を受けることができる制度ができています。家裁調査官や書記官は、重大な事件や被害者と少年の間に複雑な関係があると思われる事件等について、被害者に照会書を送付して制度のお知らせをして、被害者から上記の制度を利用する旨

の回答があれば、その希望に沿って手続を進めている。

(委員長)

少年事件は、万引きや自転車窃盗等が多く、財産被害のような事件では今のよう
な照会書を送付することはあまりないが、粗暴犯や強盗致傷等の凶悪犯の事件
では照会書を送付していることが多い。

(委員)

審判結果の通知はどのような手続で行われているのか。

(説明者)

被害者から申請があれば最終処分があった段階で通知している。家裁調査官や
書記官は、事前に被害者に対して先程申し上げた3つの制度をお知らせするとと
もに、被害者がどのような被害を受けたのか、そして事件後の精神状態や身体
の状態、少年の処遇についての意見等を照会している。

(委員)

少年事件は少年の更生を目的としていることから、これまで少年事件の最終処
分についての報道はあまりされていないように思うが、一部の事件では決定内容
が報道されたこともあり、どういう基準で決定内容を開示しているのか伺いたい。

(説明者)

事件の重大性や注目度等を考慮した上で、取材に対して、決定の要旨を回答す
る場合もある。少年事件は少年の更生を目的としていることから、少年のプライ
バシー等に配慮して、報道機関に対して、公表するか否か、どの程度公表するか
を、個別事件ごとに判断することになる。

(委員)

医療の場では、医療事件についてどの程度報道発表するかの方向性が出来上が
っているが、少年事件についてはどの程度報道発表するかについての方向性や手
続は決まっていないのか。

(説明者)

取材に対しては、事件担当者の意見を聞きつつ、司法行政の手續として対応することになる。少年事件においては少年の更生やプライバシー保護が重要であり、原則としては公表しないが、事件の重大性や社会への影響等を考慮して判断することになるため、一律に基準が定まっているわけではない。

(委員長)

報道への事件結果の公表は、少年の更生と社会の関心を調整して判断することになるが、一般的には、報道で大きく取り上げられた事件については一定程度公表することが多いと思われる。

(委員)

家庭裁判所の利用者にアンケートを実施してはどうか。

(委員長)

仮に、利用者アンケートを実施するとした場合、だれを対象に、どういう内容、方法のアンケートが考えられるかについて検討を要する問題であると思う。

以上